東日本大震災による県内への避難者に対する支援情報の提供について

平成23年8月8日宮崎県東日本大震災支援対応チーム

1 趣 旨

県民が心を一つにした東日本大震災の被災地や被災者等に対する支援を呼びかけている「みやざき感謝プロジェクト」を推進するため、本県への避難者に対し支援を行う団体等(公益法人、NPO法人、企業、ボランティア団体等)の活動についても、県から直接、県内への避難者に郵送することにより情報を提供することとしました。県を通じて、東日本大震災による県内への避難者(以下「避難者」という。)に対し、情報の提供を希望されるに当たり、留意していただきたい事項は以下のとおりです。

2 利用の申込みについて

県を経由して避難者に対し情報提供を希望される場合には、事前に「東日本大震災による宮崎県内への避難者に対する情報提供依頼書」(別記様式)に必要事項を記入し、情報提供を希望されるチラシ等を1部添付して、申込みを行ってください。

申込みは、持参、郵送、FAX及び電子メールのいずれでも可能です。

【申込先】

宮崎県総務部危機管理局危機管理課 危機管理担当

(宮崎県東日本大震災支援対応チーム 総括・広報班)

住 所: 〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1

電 話: 0 9 8 5 - 2 6 - 7 6 1 8 FAX: 0 9 8 5 - 2 6 - 7 3 0 4

電子メール: kiki-kikikanri@pref.miyazaki.lg.jp

3 利用のための基準について

県を経由して避難者への情報提供を希望される場合には、以下の基準を満たすことが必要となります。

(1) 情報提供の内容に関する基準

避難者の支援を目的とするものであること。

営利を目的としたものでないこと。

政治的、宗教的なものでないこと。

法令に違反しないこと。

金品の寄付、援助、事業の参加等を強要するものでないこと。

避難者のうち、特定の個人のみを情報提供の対象とするものでないこと。

内容が、上記 ~ のほか公序良俗に反しないこと又はそのおそれのないこと。

(2) 申込者(団体等)に関する基準

暴力団又は暴力団が関与する団体等でないこと。

各種法令に違反している団体等でないこと。

上記 ~ のほか、公序良俗に反する、あるいはそのおそれのある団体等でないこと。

4 申込み後の流れ

提出していただいた依頼書等の内容を確認し、県から発送の可否を連絡します。 県から発送する場合の取扱いは次のとおりです。

チラシ等の持込み先(郵送可)

宮崎県総務部危機管理局危機管理課(危機管理担当)

〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1

チラシ等の持込み期日

原則として、各月の10日、20日又は30日です。

県から避難者への発送日

原則として、チラシ等の持込み期日の翌日です。

ただし、事務処理の都合上、予定している発送日に発送できないことがあります。 また、情報提供するチラシ等の種類が少ない場合、次の発送日まで繰越すことが あります。

チラシ等の大きさ

原則として、A4版より小さいもの

チラシ等の部数

90部(県では印刷等を行いませんので、申込者で準備してください。)

県から避難者へチラシ等を発送した後、その旨をお知らせします。

5 「みやざき感謝プロジェクト」の名称使用について

避難者に情報提供するチラシ等に「みやざき感謝プロジェクト」の名称をお使いいただくことを御検討ください(県民一丸となった避難者支援の取組を広く周知する趣旨でのお願いであり、記載について強制するものではありません)。

6 免責について

県は、申込者がこのしくみを利用したことにより発生した申込者の損害及び申込者が第三者に与えた損害について、その損害が直接的又は間接的かを問わず、一切の責任を負わないものとします。

また、県は、申込者から持ち込みのあったチラシ等を避難者に発送するに当たり、 発送の遅延、中断又は停止等が発生しても、その結果、申込者又は第三者が被った損 害について一切の責任を負わないものとします。